93924
R2.3.12

特定非営利活動法人ゲーム保存協会
定款

特定非営利活動法人ゲーム保存協会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ゲーム保存協会という。また、英文名をNPO Game Preservation Societyとする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を新潟県新潟市中央区堀之内南一丁目６番１７号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、広く一般市民に対して、電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業、普及・啓発に関する事業、アーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業を行い、文化の振興と文化財の保存・保管による継承を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2)　国際協力の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業

②　電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及・啓発に関する事業

③　電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及を目的とするアーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3)　名誉会員　ゲーム保存やその研究の発展に寄与し理事会で推薦のあった個人。

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上６人以内

(2)　監事　１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長、１人以上３人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)　事業報告及び収支決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　会員の除名

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第 33 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 49 条　この法人の事業年度は、毎年８月１日に始まり翌年７月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　ルドン　ジョゼフ

理事　　福田　卓也
同　　小林　正国
監事　　辻　　絢子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２４年１０月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成２４年7月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　　正会員　　個人　2,000円　団体　5,000円
　　賛助会員　個人　　0円　団体　5,000円
(2) 年会費　正会員　　個人一口あたり2,000円　団体一口あたり10,000円
　　賛助会員　個人一口あたり2,000円　団体一口あたり10,000円

7　平成２９年８月１日よりこの法人の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 入会金　正会員　　個人 5,000円
　　名誉会員　　個人　　0円
　　賛助会員　　個人　　0円　　団体　　0円
(2) 年会費　正会員　　個人一口あたり 5,000円
　　名誉会員　個人一口あたり　　0円
　　賛助会員　個人一口あたり 3,000円　団体一口あたり 10,000円

附　則

この定款は、平成３１年　４月１９日から施行する。
この定款は、　　年　　月　　日から施行する。

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

令和元年度　事業計画書

令和１年８月１日から令和２年７月３１日まで

特定非営利活動法人ゲーム保存協会

１　事業実施の方針

広く一般市民に対して、電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業、普及・啓発に関する事業、アーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業を行い、文化の振興と文化財の保存・保管による継承を図り、もって広く公益に寄与するために、下記事業を推進する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額（千円）
(1) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等に関する研究・開発	通年	法人事務所	６名	一般市民 不特定多数	1,200
	国際基準となる保存技術の共同開発	通年	法人事務所	３名	国内外の 一般市民	40
(2) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及・啓発に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料の保存や文化財に対する意識の普及・啓発を目的とした講演会の企画・開催	年 １回	日本国内の公共施設	６名	一般市民 １５０人/回	390
	ホームページの運営による、電子ゲーム及びその関連機器・資料等保存や文化的意義に関する情報の提供	通年	法人事務所	４名	一般市民 不特定多数	1,550
	団体活動を紹介する英語ニュースレターの作成と発行	年 ２回	法人事務所	４名	国内外の 一般市民	120
(3) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及を目的とするアーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料の研究者らへの提供を可能とする資料室の整備運営と、保存技術の普及を目的とするアーキビスト並びに企業・団体等に対しての、保存情報・技術における協力・支援	随時	法人事務所	５名	電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及を目的とするアーキビスト並びに個人・企業・団体	1,680
	国際基準に則った共同のデータベース（ゲームカタログ）	通年	サーバー	３名	国内外の 一般市民	120

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

令和２年度　事業計画書

令和２年８月１日から令和３年７月３１日まで

特定非営利活動法人ゲーム保存協会

１　事業実施の方針

広く一般市民に対して、電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業、普及・啓発に関する事業、アーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業を行い、文化の振興と文化財の保存・保管による継承を図り、もって広く公益に寄与するために、下記事業を推進する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額（千円）
(1) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等についての研究・開発並びにその情報の提供に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等に関する研究・開発	通年	法人事務所	６名	一般市民 不特定多数	1,430
	国際基準となる保存技術の共同開発	通年	法人事務所	３名	国内外の 一般市民	170
(2) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及・啓発に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料の保存や文化財に対する意識の普及・啓発を目的とした講演会の企画・開催	年 １回	日本国内の公共施設	６名	一般市民 １５０人/回	500
	ホームページの運営による、電子ゲーム及びその関連機器・資料等保存や文化的意義に関する情報の提供	通年	法人事務所	４名	一般市民 不特定多数	1,850
	団体活動を紹介する英語ニュースレターの作成と発行	年 ２回	法人事務所	４名	国内外の 一般市民	200
(3) 電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及を目的とするアーキビスト並びに企業・団体等との連携及びその支援に関する事業	電子ゲーム及びその関連機器・資料の研究者らへの提供を可能とする資料室の整備運営と、保存技術の普及を目的とするアーキビスト並びに企業・団体等に対しての、保存情報・技術における協力・支援	随時	法人事務所	５名	電子ゲーム及びその関連機器・資料等の保存技術・方法等の普及を目的とするアーキビスト並びに個人・企業・団体	1,950
	国際基準に則った共同のデータベース（ゲームカタログ）	通年	サーバー	３名	国内外の 一般市民	500

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

令和元年 度 活 動 予 算 書

令和１年８月１日から令和２年７月３１日まで

特定非営利活動法人ゲーム保存協会

科　　目	非特定営利活動に係る事業	合計
Ⅰ　経常収益		
1　受取会費		
役員受取会費	240,000	240,000
正会員受取会費	240,000	240,000
賛助個人会員受取会費	1,480,000	1,480,000
賛助法人会員受取会費	150,000	150,000
2　受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3　受取助成金等		
受取助成金	3,590,000	3,590,000
4　事業収益	50,000	50,000
5　その他収益		
経常収益　計	5,800,000	5,800,000
Ⅱ　経常費用		
1　事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,790,000	3,790,000
法定福利費	22,000	22,000
通勤費	249,000	249,000
人件費計	4,061,000	4,061,000
(2) その他経費		
業務委託費	300,000	300,000
諸謝金	90,000	90,000
印刷製本費	50,000	50,000
会議費	25,000	25,000
旅費交通費	18,000	18,000
通信運搬費	79,000	79,000
消耗品費	100,000	100,000
地代家賃	245,000	245,000
諸会費	47,000	47,000
銀行手数料	85,000	85,000
その他経費計	1,039,000	1,039,000
事業費　計	5,100,000	5,100,000
2　管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
福利厚生費	2,000	2,000
通勤費	0	0
人件費計	2,000	2,000
(2) その他経費		
業務委託費	70,000	70,000
印刷製本費	15,000	15,000
会議費	80,000	80,000
旅費交通費	10,000	10,000
通信運搬費	45,000	45,000
水道光熱費	80,000	80,000
地代家賃	195,000	195,000
消耗品費	80,000	80,000
新聞図書費	10,000	10,000
諸会費	10,000	10,000
租税公課	3,000	3,000
支払手数料	50,000	50,000
銀行手数料	15,000	15,000
その他経費計	663,000	663,000
管理費計	663,000	663,000
経常費用計	5,763,000	5,763,000
当期経常増減額	37,000	37,000
Ⅲ　経常外収益		
経常外収益計	0	0
Ⅳ　経常外費用		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	37,000	37,000
法人税、住民税及び事業税		0
前期繰越正味財産額		1,244,021
次期繰越正味財産額		1,281,021

書式第１０号（法第１０条・第２５条関係）

令和２年度活動予算書

令和２年８月１日から令和３年７月３１日まで

特定非営利活動法人ゲーム保存協会

科　　目	非特定営利活動に係る事業	合計
Ⅰ　経常収益		
1　受取会費		
役員受取会費	240,000	240,000
正会員受取会費	240,000	240,000
賛助個人会員受取会費	1,850,000	1,850,000
賛助法人会員受取会費	400,000	400,000
2　受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3　受取助成金等		
受取助成金	4,600,000	4,600,000
4　事業収益	100,000	100,000
5　その他収益		
経常収益　計	7,480,000	7,480,000
Ⅱ　経常費用		
1　事業費		
(1) 人件費		
給料手当	4,700,000	4,700,000
法定福利費	31,000	31,000
通勤費	294,000	294,000
人件費計	5,025,000	5,025,000
(2) その他経費		
業務委託費	635,000	635,000
諸謝金	90,000	90,000
印刷製本費	50,000	50,000
会議費	35,000	35,000
旅費交通費	100,000	100,000
通信運搬費	82,000	82,000
消耗品費	175,000	175,000
地代家賃	258,000	258,000
諸会費	47,000	47,000
銀行手数料	103,000	103,000
その他経費計	1,575,000	1,575,000
事業費　計	6,600,000	6,600,000
2　管理費		
(1) 人件費		
給料手当	120,000	120,000
法定福利費	15,000	15,000
福利厚生費	2,000	2,000
通勤費	10,000	10,000
人件費計	147,000	147,000
(2) その他経費		
業務委託費	70,000	70,000
印刷製本費	15,000	15,000
会議費	80,000	80,000
旅費交通費	10,000	10,000
通信運搬費	45,000	45,000
水道光熱費	80,000	80,000
地代家賃	195,000	195,000
消耗品費	80,000	80,000
新聞図書費	10,000	10,000
諸会費	10,000	10,000
租税公課	3,000	3,000
支払手数料	50,000	50,000
銀行手数料	15,000	15,000
その他経費計	663,000	663,000
管理費計	810,000	810,000
経常費用計	7,410,000	7,410,000
当期経常増減額	70,000	70,000
Ⅲ　経常外収益		
経常外収益計	0	0
Ⅳ　経常外費用		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	70,000	70,000
法人税、住民税及び事業税		0
前期繰越正味財産額		1,281,021
次期繰越正味財産額		1,351,021